

IX. 国民健康保険

国民健康保険

1. 国民健康保険被保険者

(1) 被保険者加入状況(令和6年3月31日現在)

世帯数 (世帯)	被保険者 総数 (人)	一般 被保険者 (人)	退職被保険者(人)		
			本人	被扶養者	計
19,510	26,201	26,201	0	0	0

(2) 被保険者異動状況

被 保 険 者 数	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	年度増計
		1,684	3,647	40	56	0	669
被 保 険 者 数	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	年度減計
		1,475	3,089	106	127	1,280	455

2. 一般及び退職被保険者等国民健康保険税

(1) 課税調定額

(円)

年度		元(31)	2	3	4	5
一 般	医療給付分	2,035,414,115	2,075,977,988	2,051,176,272	2,105,120,672	2,006,507,378
	後期高齢者 支援金分	724,613,304	740,667,169	728,921,828	774,349,779	742,692,721
	介護 納付金分	290,196,481	294,242,843	290,702,700	320,773,249	306,183,201
	滞納繰越分	490,782,690	448,279,825	438,377,441	385,579,315	366,539,703
退 職	医療給付分	1,102,600	0	0	0	0
	後期高齢者 支援金分	397,300	0	0	0	0
	介護 納付金分	325,300	0	0	0	0
	滞納繰越分	3,050,041	1,578,103	484,713	409,025	380,325
合計		3,545,881,831	3,560,745,928	3,509,662,954	3,586,232,040	3,422,303,328

— 国民健康保険法、地方税法、武蔵野市国民健康保険条例 —

(2) 均等割軽減額(低所得者軽減分)

	基礎課税額分			後期高齢者支援金等課税額分		
	納税義務者 (人)	被保険者数 (人)	均等割軽減額 (円)	納税義務者 (人)	被保険者数 (人)	均等割軽減額 (円)
7割軽減	6,489	7,670	121,303,119	6,489	7,670	46,926,999
5割軽減	1,845	2,707	32,225,822	1,845	2,707	12,466,922
2割軽減	1,602	2,522	11,929,499	1,602	2,522	4,615,059
合計	9,936	12,899	165,458,440	9,936	12,899	64,008,980

	介護納付金課税額分		
	納税義務者 (人)	被保険者数 (人)	均等割軽減額 (円)
7割軽減	2,674	2,856	22,274,931
5割軽減	822	955	5,275,090
2割軽減	642	762	1,660,660
合計	4,138	4,573	29,210,681

(3) 収納

① 収納率の年度別推移

区分	年度	
	元(31)	2
現年度(%)	93.53	94.33
滞納繰越(%)	37.87	28.98
合計	85.77	86.07

※収納業務については、令和2年11月より納税課に移管。

② 口座振替件数の推移

区分	年度	
	元(31)	2
国保世帯数(世帯)	21,025	20,940
口座振替世帯数(世帯)	5,496	5,486
利用率(%)	26.14	26.20

※収納業務については、令和2年11月より納税課に移管。

③ 短期被保険者証交付状況

特別な理由がなく1年以上滞納している等の条件で2年毎に抽出した被保険者に、有効期間が6ヶ月となる短期被保険者証を交付している。

区分	総数	交付	転出・社保加入等
世帯数	862	679(422)	190(156)

※総数欄は被保険者証の一斉更新を行った令和5年10月1日時点での短期被保険者証対象世帯数。

※短期被保険者証交付後に転出・社保加入等をした世帯があるため、交付欄と転出・社保加入等欄の合計は総数欄と一致しない。

※交付欄()内は、納税相談後に窓口で交付を受けた以外の世帯に対し、令和5年度に発送した内数。

※転出・社保加入等欄()内は、2年証へ切り替えとなった内数。

——国民健康保険法——

——武蔵野市国民健康保険短期被保険者証交付要綱——

国民健康保険

④資格証明書交付状況

すでに短期被保険者証の交付対象となっている方で、世帯主等と直接接する機会を確保しているにもかかわらず、保険税の納付を誠意をもって履行していない方を対象に資格証明書を交付した。

区分	既交付済	交付	2年証へ切替	転出・社保加入等
世帯数	8	0	0	1

——国民健康保険法——

——武蔵野市国民健康保険被保険者資格証明書等取扱要綱——

(4)新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の納付が困難となった方への対策

①新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症により、(ア) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、
(イ) 主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した世帯について、申請に基づき国民健康保険税を減免する。

実績

年度	2	3	4	5
決定件数 (件)	397	200	58	2
決定額 (円)	61,603,800	21,562,900	9,850,200	355,100

②新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時に納税することが困難な世帯について、申請に基づき徴収を猶予する。令和3年2月1日申請分までが対象(地方税法附則第59条)。

実績

年度	2
決定件数 (件)	92
決定額 (円)	14,762,900

3. 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議し、事業運営を円滑に進めることを目的とした協議会。

開催年月日	審 議 内 容
令和5年7月27日	(1) 会長及び会長代行の選出について (2) 令和4年度国民健康保険事業会計決算(見込) (3) 財政健全化計画の進捗状況 (4) データヘルス計画に基づく保健事業に係る令和4年度の実績及び令和5年度の目標 (5) 武蔵野市第2期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定
令和5年8月30日	(1) 令和6年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について
令和5年9月27日	(1) 令和6年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について (2) 産前産後期間における国民健康保険税の免除制度の創設
令和5年11月29日	(1) 令和6年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について (2) 武蔵野市第2期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画案について
令和6年1月30日	(1) 武蔵野市第2期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画案について (2) 令和5年第4回武蔵野市議会定例会における国民健康保険関連議案の上程について (3) 令和6年度国民健康保険事業会計予算(案)について

——武蔵野市国民健康保険運営協議会規則——

4. 保険給付の状況

(1) 一般及び退職被保険者療養給付費

一般被保険者及び退職被保険者の医療費に対する療養給付費。

年度	一般被保険者		退職被保険者		合 計	
	件数(件)	療養給付費(円)	件数(件)	療養給付費(円)	件数(件)	療養給付費(円)
元(31)	495,104	6,735,377,434	284	1,734,453	495,388	6,737,111,887
2	430,791	6,417,964,533	13	80,626	430,804	6,418,045,159
3	458,185	6,875,120,526	0	0	458,185	6,875,120,526
4	461,761	7,265,278,922	0	0	461,761	7,265,278,922
5	462,060	7,163,377,398	0	0	462,060	7,163,377,398

——国民健康保険法——

国民健康保険

(2) 一般及び退職被保険者療養費

被保険者が自費で受けた診療に対し、事後に現金で給付する費用。

年度	一般被保険者		退職被保険者		合 計	
	件数(件)	療養費(円)	件数(件)	療養費(円)	件数(件)	療養費(円)
元(31)	14,492	100,202,458	8	48,949	14,500	100,251,407
2	11,281	82,595,838	0	0	11,281	82,595,838
3	12,205	87,507,817	0	0	12,205	87,507,817
4	12,966	86,678,633	0	0	12,966	86,678,633
5	11,953	81,745,852	0	0	11,953	81,745,852

—国民健康保険法—

(3) 一般及び退職被保険者高額療養費

療養の給付について一部負担金が自己負担限度額を超えた場合にその超えた額の全額を支給。

年度	一般被保険者		退職被保険者		合 計	
	件数(件)	高額療養費(円)	件数(件)	高額療養費(円)	件数(件)	高額療養費(円)
元(31)	14,676	847,262,636	1	22,059	14,677	847,284,695
2	14,396	849,220,077	1	23,982	14,397	849,244,059
3	15,466	880,506,262	0	0	15,466	880,506,262
4	15,448	1,015,248,536	0	0	15,448	1,015,248,536
5	15,406	1,032,681,056	0	0	15,406	1,032,681,056

—国民健康保険法—

(4) 出産育児一時金

被保険者の出産に対して支給。(出生児1人に対し500,000円(令和5年3月31日までの出産は420,000円))

(5) 葬祭費

被保険者が死亡した場合に、その葬儀を行った者に支給。(1件50,000円)

(6) 結核・精神医療給付金

被保険者が非課税で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合の自己負担額に相当する額を支給。

年度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神医療給付金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
元(31)	74	30,558,074	112	5,600,000	11,130	12,299,224
2	95	39,600,490	103	5,150,000	11,391	12,355,626
3	93	38,640,000	120	6,000,000	11,649	12,669,564
4	66	27,708,000	136	6,800,000	12,018	12,698,139
5	62	30,244,820	114	5,700,000	11,971	12,738,865

—国民健康保険法・武蔵野市国民健康保険条例—

(7) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、感染拡大を防止するため会社等を休みやすい環境を整備することを目的に傷病手当金を支給する。

実績

年度	2	3	4	5
決定件数(件)	1	16	33	5
決定額(円)	519,987	1,028,178	1,594,066	99,013

5. 保健事業の状況

(1) 特定健康診査等事業

国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた特定健康診査・特定保健指導を行っている。

特定健康診査

年度	特定健康診査			国保健康診査受診者計(人)
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	
元(31)	19,044	9,982	52.4	10,802
2	19,067	8,567	44.9	9,325
3	18,574	8,670	46.7	9,592
4	17,568	8,318	47.3	9,348
5	16,777	7,668	45.7	8,681

国民健康保険

特定保健指導

年度	動機付け支援			積極的支援		
	対象者数(人)	初回面談 実施人数(人)	初回面談 実施率(%)	対象者数(人)	初回面談 実施人数(人)	初回面談 実施率(%)
元(31)	785	105	13.4	215	29	13.5
2	703	105	14.9	173	26	15.0
3	661	111	16.8	186	31	16.7
4	618	100	16.2	201	35	17.4
5	592	110	18.6	170	23	13.5

※特定健康診査の「対象者数」「受診者数」は、国への実施状況報告の対象となる「実施年度中に40～74歳となる者で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者」を計上し、「国保健康診査受診者数計」は、年度途中資格異動のあった者を含めて計上している。

※特定健康診査及び特定保健指導の令和4年度以前分については法定報告値を、令和5年度分については法定報告値確定前のため速報値を計上している。

※令和元年度分の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う国からの通知に基づき、令和2年3月から緊急事態宣言中に係る利用券の発行を中止するとともに、すでに申込みがあった者については個別・電話等対面以外の方法をとるなどの対策をもって実施した。

※令和2年度分は新型コロナウイルス感染症への対応のため対象者の中に一部令和元年度対象者も含む。

——国民健康保険法・武蔵野市国民健康保険条例——

(2) 医療費通知

国民健康保険の役割への理解・健康の大切さについての関心を高めることを目的として、医療費の額等を通知。

年度	発送件数(件)	実施月
元(31)	18,985	11月
	16,769	2月
2	18,856	11月
	16,447	2月
3	18,798	11月
	16,588	2月
4	18,713	11月
	16,566	2月
5	18,411	11月
	16,132	2月

——武蔵野市国民健康保険医療費通知実施要領——

(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知

医療に対する認識とコスト意識を高めることで、医療費における患者負担の軽減を図ることを目的として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した際に見込まれる差額等を通知。（40歳以上、差額100円以上が対象）

年度	実施年月（対象診療年月）	発送件数(件)
元(31)	令和元年8月（平成31年4月）	1,714
	令和元年12月（令和元年7月）	1,597
	令和2年3月（令和元年11月）	1,216
2	令和2年8月（令和2年4月）	1,357
	令和2年12月（令和2年7月）	1,400
	令和3年3月（令和2年11月）	1,069
3	令和3年8月（令和3年4月）	1,401
	令和3年12月（令和3年7月）	1,284
	令和4年3月（令和3年11月）	1,130
4	令和4年8月（令和4年4月）	1,197
	令和4年12月（令和4年7月）	1,125
	令和5年3月（令和4年11月）	881
5	令和5年9月（令和5年4月）	852
	令和5年12月（令和5年7月）	1,059
	令和6年3月（令和5年11月）	725

(4) 生活習慣病重症化予防事業

①生活習慣病重症化予防事業

データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進や生活習慣病の発症予防及び重症化予防等を推進するため、医療機関受診勧奨事業及び保健指導を実施。

事業名	内 容（令和5年度実績）
健診異常値放置者受診勧奨事業	前年度特定健康診査の検査値にて血圧高値（収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上）、脂質異常（LDLコレステロール140mg/dl以上または中性脂肪300mg/dl以上）、血糖高値（空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上）である者のうち、一定期間医療機関の受診がない者を抽出し、医療機関の受診を促す通知を送付（通知後も受診がない者に対して電話による再勧奨）を行う。（対象者474名、通知勧奨（7月）、電話勧奨（1月～2月））
糖尿病性腎症重症化予防事業	①医療機関受診勧奨 上記「健診異常値放置者受診勧奨事業」として実施。 ②保健指導 前年度特定健康診査の検査値・レセプト情報より腎症2期相当以上の者でかかりつけ医及び本人の事業参加同意が得られた者に対し、東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく保健指導を行う。（対象者133名、案内発送（6月）、保健指導（8月～3月））
受診行動適正化事業	前年度レセプト情報により重複受診（3ヶ月連続して、1ヶ月に同一疾病での受診医療機関が3箇所以上受診）、頻回受診（3ヶ月連続して、1ヶ月に同一医療機関で15回以上受診）、重複投薬（3ヶ月連続して、1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方）、多量投薬（同一月に10剤処方以上もしくは3ヶ月以上の長期処方）の者を抽出し、通知の送付、電話、保健指導を通して、適正な受診行動への誘導を図る。（対象者142名、案内発送（7月）、保健指導（10月～12月））

国民健康保険

②生活習慣病予防講座（ポピュレーションアプローチ）

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、被保険者の健康課題に合わせたテーマ設定から、保健・栄養・運動等の健康づくりについて学ぶ講座を実施。

事業名	内 容
生活習慣病予防講座 『放っておくとこわい脂質異常症って？』	日時：令和5年12月9日 10:00～12:30 場所：市立保健センター講座室・健康増進室 テーマ：『脂質異常症について』 参加者：14名

③健診結果見方講座

人間ドック等他の健診を含む受診者のフォローアップとして、健診結果の見方や定期受診の重要性について学ぶ講座を実施。健診結果の数値が特定保健指導該当者には保健指導の初回面談を個別にて実施。保健指導以外の者のうち、希望者に対して個別相談を実施。

事業名	内 容
健診結果見方講座	期間：令和5年9月～令和6年3月 計5回 場所：市立保健センター講座室ほか 延参加者：40名（うち個別相談19名）

（保険年金課）